

平成29年第1回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成29年3月7日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成29年3月8日

4. 出席議員(15名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	15番 馬上勝登
16番 山吹富邦	

5. 欠席議員(1名)

14番 中原裕侑

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
民生部長	清代政文
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部参事	石井節夫
総務部次長	宗條勲

民生部次長	光本一也
建設部次長	奥野哲哉
教育部次長	横山大治
企画財政課長	西村隆雄
商工観光課長	時光良弘
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長代理	穂坂俊彦
開発指導課長	林武史
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪
会計課長	光本琴音

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 三村伸一  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 議案第 1号 専決処分した平成28年度熊野町一般会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認について
- 日程第 2 議案第 2号 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案について
- 日程第 3 議案第 3号 熊野町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 5 議案第 5 号 熊野町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 6 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 7 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 8 号 熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 9 号 熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 10 号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第 11 議案第 11 号 熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事（第 1 期）請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 12 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 13 号 町道の路線認定について
- 日程第 14 議案第 14 号 町道の路線変更について
- 日程第 15 議案第 15 号 平成 28 年度熊野町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 16 議案第 16 号 平成 28 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 17 号 平成 28 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 18 号 平成 28 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 19 号 平成 28 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 28 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 29 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 29 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 29 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 29 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度熊野町介護保険特別会計予算について

日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度熊野町上水道事業会計予算について

~~~~~

## 9 . 議事の内容

( 開会 9 時 3 0 分 )

議長 ( 山吹 ) ただいまの出席議員は 1 5 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長 (山吹) これより日程第 1、議案第 1 号、専決処分した平成 2 8 年度熊野町一般会計補正予算 (専決第 1 号) の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長 ( 三村 ) 議案第 1 号、専決処分した平成 2 8 年度熊野町一般会計補正予算 ( 専決第 1 号 ) の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

平成 2 8 年度熊野町一般会計補正予算 ( 専決第 1 号 ) につきましては、熊野東中学校普通教室等大規模改修工事第一期の工事完了が来年度となるものであるため、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、来年度に繰り越して工事を実施することとして、専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長 (山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「 質疑なし 」 の声あり)

議長 (山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「 討論なし 」 の声あり)

議長 (山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第 1 号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり承認されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第2、議案第2号、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第2号、熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案につきましては、昨年4月に施行されました農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、熊野町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止や、農業委員等の報酬額を改正するなどの、所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長(沖田) それでは、熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案につきまして、詳細に御説明いたします。

資料9ページ、資料番号5の熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてをごらんください。

初めに、項目番号1、条例整備の目的でございますが、町長の説明にもありまして、昨年4月1日に改正農業委員会に関する法律が施行されたことに伴いまして、熊野町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、熊野町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止、農業委員等の報酬額の改定等の所

要の整備を行うものでございます。

続きまして、項目番号 2、法改正の概要でございますが、2 点の柱がございます。

まず、1 点目が農業委員会委員選出方法の変更でございます。次回の農業委員の改選となります平成 29 年 7 月 20 日以降の農業委員の選出方法につきまして、現行の公職選挙制と団体推薦、議会推薦による委員の選出方法から、地域の農業をリードする担い手が着実に就任するようにするため、町議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されることになりました。

2 点目は、農地利用最適化推進委員の新設でございます。農業委員とは別に、各地域の農地利用の最適化を推進するため、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を新たに設けなければならないこととなりました。

続きまして、項目番号 3 の条例案の要旨でございます。

第 1 条は、この条例の趣旨といたしまして、熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を改めに定めることを規定しております。

次に、2 条及び 3 条は、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数を規定するものでございます。農業委員の定数を定めるに当たっては、農業委員会等に関する法律、施行令第 5 条に置きまして、区域内の農地面積に応じて上限数が定められておりまして、その範囲内において条例で定めることとなっております。この基準に当てはめると、熊野町に置きましては、農業委員数の上限は 14 人でございます。また、今回の法改正に伴い、農業委員会の会議を自動的に開催できるようにするため、国からは農業委員数を現行の半数程度にすることも求められております。農地利用最適化推進委員の定数につきましても、同施行令第 8 条に規定されておりまして、この基準に当てはめると上限は 4 人でございます。今回の農業委員会等に関する法律の改正趣旨となっております、農地利用最適化推進委員と農業委員の連携・協力による、農地等利用最適化の推進という観点から、農業委員、農地利用最適化推進委員の合計人数は、農地面積などから現行の 14 人は維持していく必要がございます。

資料の次のページをごらんください。

先ほど御説明いたしましたとおり、農業委員は現行の半数程度とするという国の基本方針も踏まえまして、まず、第 3 条による農地利用最適化推進委員を 4 人としまして、第 2 条で規定する農業委員を 10 人として定数を定めるものでございます。

次に、第 4 条は委任規定でございます。この条例の施行に際し必要な事項は、町長が

別に定める旨を規定しております。

続きまして、附則 1 は施行日を公布日からと規定しております。

附則 2 では、農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止を規定しております。

附則 3 では、経過措置としまして、現行の農業委員の定数につきましては、任期満了日までは、現行の 14 人とすることを規定しております。

次に、附則 4 は特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定するものでございます。具体的には、農業委員会会長、農業委員会委員
具体的には、農業委員会会長、農業委員会委員の報酬額の改正と、新たに農地利用最適化推進委員の報酬額を規定しております。

このたびの農業委員会の制度改正に当たりまして、農業委員については、月額 1 万 1 , 4 0 0 円、また、会長報酬につきましては、農業委員会の代表者としての職責を考慮いたしまして、1 万 2 , 0 0 0 円としたものでございます。

次に、農地利用最適化推進委員報酬につきましては、国の通知におきまして、農業委員との間に上下関係はなく、名称の違いをもって報酬差が生じることは想定していないとされております。このことから、農業委員と同額の月額 1 万 1 , 4 0 0 円としております。

なお、報酬額の改正につきましては、附則第 1 項のただし書きによりまして、平成 2 9 年 7 月 2 0 日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

立花議員。

3 番（立花） ちょっとお聞きするんですけども、農地利用最適化推進委員という方は、まあ 4 名、今までかつては 14 名が、皆さんが担当しておられたんだと思うんですが、仕事内容についてトラブルというか、熊野町全域に渡ってのいろんな最適化を判断していくという面では、障害というものはないんでしょうか。それと、中身の農業委員のされることがちょっとはっきりわからないんですけども、そういう、はっきりとこの熊野

町全域が網羅できるかどうかというのをちょっと心配してるんですけど、そこらあたりのことをお答えいただきたいと思います。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 簡単に申しますと、農業委員会の委員は会議主義、実際には許認可に関する事項を農業委員会の総会のほうで基本的に毎月1回御審議いただいて、許可をする、しないを決めていくことが今からの主な業務となってまいります。それと、新たに創設されます農地利用最適化推進委員については、現場主義という位置づけになりまして、熊野町を4つの区域に分けてですね、これは、農業委員とも協力されて現場のほうに赴いて指導とかですね、助言、相談を受けるというような位置づけになっております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

藤本議員。

11番（藤本） 今の農地利用最適化推進委員の方のですね、お仕事をちょっと言われたんですけど、ちょっと理解できないんですけど、もうちょっと詳しく話してください。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 具体的には、耕作に関して、要は相談があったといたしましたら、その相談場所の農地のほうに出かけまして、実際に耕作される方と話し合って解決策を見出すとかですね、一番の目的は、昨日の一般質問のほうでも答弁させていただいたんですけども、農地の集約化・集積化をいかにして進めるかというところをですね、その地域全体を見ながら進めていくのが、今からの主な仕事になってこようかと思っております。小さい農地をある程度集めて、次の担い手にどう託していくかとかということが主な仕事になろうかと思っております。

以上です。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） この方を今後は町長が選任されて、そして、我々議会のほうで承認ということになってますけど、この方の資格とかそういうもの、そういう要件とか、何かというのは、具体的なものは国から示されて、それに乗っ取ってという形で選任されるんかどうかというところ、そして、もう一つは、当然さっき申し上げたように、議会の承認も必要っていうことでありますが、この農業ってというのは、昨日も立花議員がいろいろなことをおっしゃいましたが、やはり非常に大事なものであるということからいえば、我々議会人としてですね、やはり議会の場じゃないところで、農業委員会の中でもですね、いろいろなことを皆さんからお尋ね、お聞きしながら提案できるかもわかりませんし、そして、物でいけば、じゃあ町長の、町長と申しますか、皆様方のお考えの中で議員が必要であるかないかっていう部分に関してですね、もしお答えいただけるんなら、それもお答えいただければと思います。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 次の改選期から町長の任命制になるんですけれども、この新たな農業委員につきましては、そういった農業団体からの推薦と、後、応募ですね、基本的に公募形式をとらなければならないことになっておりますので、やってみようかという方に手を挙げていただいでですね、応募していただくと、その応募いただいた方について選考して、その中から町長が任命すると、議会の同意を得た上ですね、任命するということになります。そしてその、今の新たな農業委員10人ということを考えておるんですけれども、基本的にはその半数5人以上については、認定農業者を当てなさいよということになっております。それで、実際今、熊野町内でその認定農業者というものは1名と申しますか、1団体というような状況がございまして、その半数を下回るときにはまたそれについてですね、議会のまた同意を得なければならないことは、いうことは細々とその法律の中で決まっておりますですね、好き勝手に町長が任命できるということにはなってございません。そして、農地利用最適化推進委員につきましては、新たに決まった農業委員会のほうから委嘱するという形になっておるところでございます。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 4つのエリアに分けるということを、今、言われたんですけども、エリアが大体わかればということと、それから4人の方はそのエリアから出られた方を選出されるんかどうか、その選考の中にそういうものを取り入れていかれるのかどうかを教えてください。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 農地利用最適化推進委員の担当地区につきましては、基本的に今の熊野町の地区ごとにですね、ある程度集約するという思いはございますけれども、やっぱりその地区ごとで農地の筆数とか面積とか異なっておりますので、なるべく僅少になるようにという思いはございます。それと、もう1点、地区から委嘱された者が担当するかどうかというものにつきましては、特段縛りはないんでございますけれども、極端に言うたら町外の方でも大丈夫ということにはなりませんけれども、やっぱりその地区ごとにある程度精通された方が適任ではなかろうかと思っております。

以上です。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） 済みません、聞き漏らしたのかもわかりません。私のほうが言い漏らしたのかもわかりませんが、従来からは、議会のほうから3名ほど農業委員会のほうへ出させていただいてたと思います。で、別に既得権、そんなんじゃなくてですね、先ほど申したように、本当に重要な農業というものにですね、議員が一人もかかわらないのはどうなのかと。じゃあ、先ほど申されたように、公募という形であるのであれば、議員みずからその公募すればそれでいいものなのか、そこらあたりはどういうふうにお考えですか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 議員おっしゃられるとおりでございます、たとえ町会議員といえども、同じように公募に応募してもらおうという形になります。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

尺田議員。

1番（尺田） 済みません、部長の答弁での確認なんですけども、団体推薦ということなんです、今現在、農協と共済組合のほうで推薦されとると思うんですが、それについては、今後も同じような方向で推薦されるということによろしいんですか、同じ団体が。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 推薦を必ずしていただくという縛りはございませんけれども、推薦していただいたら、選考の対象にはなるということでございます。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 選考の対象になるということは、必ずしもその団体から推薦された者が農業委員になるとは限らないということによろしいのでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 新しい農業委員会制度におきましては、全く営農を営んでない方とかですね、学識経験者等もその農業委員に含めなければならないと、または女性もですね、積極的に任命しなさいよということがございますので、そういった中でやっぱり専門的な知識をもたれておる方を推薦していただくわけですから、必ず任命するという確

約はできませんけれども、その選考する上では、かなり考慮すべきものだとは思っております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第3、議案第3号、熊野町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第3号、熊野町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町個人情報保護条例等の一部を改正する条例につきましては、平成27年9月に公布されました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律において、町の条例により定められた個人番号の独自利用事務につきまして、他の市町村等との情報連携を可能とするなどの改正が行われましたが、これの施行日が平成29年5月30日と政令により定められたことに伴い、既存の熊野町個人情報保護条例における文言及び引用条項の整理、並びに所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第4、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づく国の制度改正、また、育児・介護休業に係る民間労働法制の改正内容に則した措置として、職員の介護支援や育児支援に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 宗條総務部次長

~~~~~  
総務部次長（宗條） それでは、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の17ページ、資料7をごらんください。

初めに、1の趣旨でございますが、提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は国の勤務制度にかかる人事院からの勧告や、民間の育児・介護休業法の見直しに基づき、介護休暇制度の拡充や育児休業等に係る子の範囲の拡大について、関係規程の改正を行うものでございます。

それでは、個別の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

2の(1)介護支援関係をごらんください。条例案では第1条となります。介護支援制度につきましては、昨今の急速な高齢化の進行を踏まえ、さまざまな介護の状況に柔軟に対応することができるよう、次の3点について制度の環境整備を行うものでございます。

1点目は、介護を行う職員の超過勤務の免除でございます。これは、公務の運営に支障がない場合において、要介護家族の介護を行うため職員から請求があった場合、超過勤務を制限することができるようにするものでございます。

2点目は、介護休暇の分割取得を新たに規定いたします。現在の制度では、介護を必要とする状態が生じた場合、その状態ごとに連続する6月の期間に取得することとされておりますが、これを3回まで分割し、通算して6月の期間を取得することができるよう改めるものでございます。

3点目は、介護時間を新たな休暇として新設いたします。これは、要介護家族の介護をするため、連続する3年の期間、1日につき2時間まで取得することができるようにいたします。

なお、この介護時間を取得した場合、その時間の給料は無給となりますが、昇給の決定や勤勉手当の支給における期間率の算定に当たっては、不利益とならないよう所要の措置を講ずることとしております。

続きまして、2の(2)育児支援関係をごらんください。条例案では、第2条となります。

育児支援制度の拡充につきましても、介護支援制度の環境整備と同様、昨今のさまざまな家族形態や就業状況等を踏まえ、働きながら育児がしやすいよう、次の3点について見直しを行うものでございます。

1点目は、育児休業等に係る子について、その対象範囲を拡大するものでございます。先般、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、従来の法律上の親子関係がある子に加え、新たに特別養子縁組の監護期間中の子などが追加されております。条例では同法に規定する子に準ずるものとして、職員を養育里親として委託されている要保護児童を規定するものでございます。

2点目は、育児休業を再取得することができる場合として、新たな要件を追加するものでございます。例えば、第2子の育児休業が承認された場合は、現に承認されている第1子の育児休業は取り消され、原則、第1子については、再度に育児休業をすることはできません。再取得の要件といたしまして、現行の要件である第2子が亡くなった場合といった事情に加え、養子縁組が不成立となった場合においても、再度、育児休業を取得することができるよう改めるものでございます。なお、この要件につきましては、育児短時間勤務の場合においても準用することとなります。

3点目は、部分休業の調整についてでございます。これは、部分休業の承認に当たりましては、先の条例第1条で御説明いたしました介護時間、及び既存の特別休暇である育児時間を合わせて、1日当たり2時間を超えないようにするものでございます。

施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

最後に、その他の改正内容といたしまして、本則で介護時間を新たに規定したことに伴い、附則において、職員の給与に関する条例、並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、条文の整理を行っております。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

立花議員。

3番（立花） 改正前は、連続する期間というのが与えられておりますが、改正後は、3回までの分割ということで、これはなぜ3回になるのか、もう少し分割してあげても

いいような感じがするんですが、そのことと、実際にそういう、もちろん勧告ですから守るべきなんですけども、作業を途中であけるということが実際には可能だと、こう答えるしかないんだらうと思うんですけども、そういった部分があれば、どなたか職員の数がふやさないといけないというようなこともあると思うんですが、そこらあたりのことは、どのように考えておられるのでしょうか。

議長（山吹） 宗條総務部次長。

総務部次長（宗條） 3分割につきましては、育児介護休業法の規定を踏まえて、このような規定とさせていただくものであります。この介護休暇を取得するという場合には、かなり長期な休暇ということになってまいりますので、正職員あるいは臨時職員等を当ててですね、業務に支障がないような人事体制とすることになるかと思っておりますが、今日までこの介護休暇について取得した事例がございませんので、過去の事例を参考にすることはできませんが、今後そういった事例が生じた場合には、前もって把握できた場合には、尋常に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 育児休暇も県知事がみずから率先して取らないと、なかなか職員は取れないといったような状況もあると思うんですけども、もうかつて、そういう事例がないということですから、多分そういうことは職員の方、できる限りはすまいと思っておられる人もおられるんじゃないか思いますので、そこらあたりのことで、できればしやすいようなというか、そういう雰囲気、まあ、町長はそういうの必要ないかもわかりませんが、率先して誰かが推進していくというようなことを考えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

議長（山吹） 宗條総務部次長。

総務部次長（宗條） 失礼いたしました。取得実績がないと申し上げたのは、介護休暇

についてございまして、育児休業、職員の育児休業につきましては、女性職員の場合は100%取得しておりますし、過去、男性であれば1名、この育児休業というものは取得した実績がございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第5、議案第5号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第5号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例等の一部を改正する条例案につきましては、平成28年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、翌日4月1日に施行されたことに伴い、平成29年4月1日以降の制度改正分について規定するものでございます。

主な改正内容は、町民税、軽自動車税にかかる課税対象の改正及び規定等を追加するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~

税務課長（立花） それでは、熊野町税条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

平成28年度の地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、熊野町税条例等の所要の改正を行うものでございます。

お手元の資料8をごらんください。

まず、2の改正内容（1）の個人町民税にかかわる住宅ローン控除の適用期限の延長につきましては、消費税率引き上げが2年半延期されることに伴い、住宅ローン控除適用期限も同じく2年半延長され、平成33年12月末になるものでございます。

次の（2）、法人町民税にかかわる法人税率の税率引き下げにつきましては、消費税が10%となる段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税のさらなる交付税原資化を進めることとしたもので、法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げ一方で、県税分も合わせまして、その引き下げ相当分を国税の地方法人税として徴収し、地方交付税として配分されるものでございます。

次の（3）、軽自動車税における環境性能割の創設につきましては、消費税が10%となる段階において、県税である自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設、それに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割と名称変更をいたします。

税率につきましては、現行の自動車取得税は新車、中古車に合わせてそれぞれ特例措置による減価がありましたが、環境性能割につきましては、燃費基準達成度などに応じて、新車中古車を問わず非課税、1%、2%の3段階を課することになります。この環境性能割については、当分の間、県が賦課徴収し町へ交付。町はその事務費といたしまして徴収取扱費を負担することとなります。

次の（4）、軽自動車税におけるグリーン化特例の軽課の延長につきましては、平成27年度末で期限切れを迎えることとなっておりましたが、適用期限を1年延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新規取得された燃費性能にすぐれた新車の軽四自動車等について適用されるものでございます。

施行期日等につきましては、（１）個人住民税にかかわる住宅ローン控除の適用期限の延長が交付日、（４）軽自動車税におけるグリーン化特例の軽課の延長が平成２９年４月１日、それ以外につきましては、消費税が引き上げられる平成３１年１０月１日を施行期日といたします。

なお、経過措置といたしましては、（２）法人町民税にかかわる法人税割の税率引き下げは、平成３１年１０月１日以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人町民税について適用し、同日前に開始したものは、従前の例によります。（３）軽自動車税における環境性能割部分は、平成３１年１０月１日以後に取得されたものに対して課する軽自動車税環境性能割について適用し、種別割部分につきましては、平成３２年度以後の軽自動車税種別割に適用し、平成３１年度分までの軽自動車税は従前の例によります。（４）軽自動車税におけるグリーン化特例の軽課の延長は平成２９年度分の軽自動車税について適用いたすものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第５号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第５号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第６、議案第６号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第6号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、医療費の増加などによりまして、逼迫しております国保財政に対応するため、保険税率の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~  
税務課長（立花） それでは、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税率の改定に伴いまして、関係条文の改正を行うものでございます。

本町の保険税率につきましては、後期高齢者医療が創設されるなど大きな制度改正が行われた平成20年度に改定して以来、8年間にわたり据え置いております。

しかしながら、被保険者の高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増加などにより、財源不足が見込まれることから、保険税必要額を確保し、国保財政の健全運営を保持するため、保険税率を改定するものでございます。

お手元の資料9をごらんください。

国民健康保険税は、2改正内容にありますとおり、（1）の医療分と、（2）の後期高齢者支援金分、（3）の介護分の3つの区分に分かれ、それぞれ、所得割、資産割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正内容は、（1）の医療分の所得割を4.85%から5.3%に、（2）の後期高齢者支援金分の所得割を1.36%から1.65%に、均等割を7,800円から8,700円に、平等割を6,100円から6,700円に、そして、40歳以上65歳未満の被保険者が対象となる（3）の介護分につきましては、所得割を1.29%から1.85%に、均等割を9,800円から1万1,000円に、平等割を5,200

0円から7,800円に、それぞれ変更をさせていただくものでございます。

表の中では全部で7カ所になりますが、そのほかの部分は、据え置きとさせていただいております。

なお、この改正は平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用されるものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） この件は、先日の全員協議会でも説明いただいて、今も変更理由についていうのを聞きました。高齢化が極度に進んできたために赤字になってきたと、だから、保険税を値上げするという内容だと思うんですが、そのところをですね、もう少し詳しく説明していただきたいということですね。特に、ここにあるデータでは、平成26年ぐらいから急激に足らなくなって、今年度で赤字になったというようなことになっているようですが、その辺をもっと詳しく教えてといてください。

~~~~~

議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~

住民課長（堀野） どうして急激な赤字になってきたかっていうことなんですけども、これ前期高齢者のほうがふえていった平成26年度までは、国からの負担金あたりがそれまでの人数に合わせて交付されてきたものが、実際に清算をしたら、それよりも多くいただいてたということで、平成26年、27年につきましては、決算において余剰金を基金として積み立てられていたんですけども、その後、後期高齢者のほうふえてまいりまして、その清算部分が今度逆に、もらい過ぎて赤字になったっていうふうな状況に陥りました。で、今年度と来年度、このあたりでいただき過ぎてたものを返さないといけないということになったんですけども、そこら辺で赤字のほうが生じてしまいました。で、来年度につきましては、今回税率を改正させていただきますのは、その赤字分の補填というふうなことで、平成30年度からはまた新たな保険制度を変わっていくとい

うことなんですけども、とりあえず来年は税率を上げまして、赤字補填のほうに当てさせていたきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ちょっとわかりにくいのは、その、もらい過ぎたから返した、返したから赤字になったというところで、それでなぜ、赤字補填が必要なのかってところがちょっとよくわからないんですけども。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 先ほど、課長が申しましたのは保険、国保財政の仕組みということで説明させていただいたんですが、実際に、被保険者が高齢化し65歳以上がふえているということです。今、一番医療費が必要なところが、の人の割合がふえたということです。ちなみに一人当たりの診療費でいいますと、年間2、3%の一人あたりはふえておるとい状況です。そういった医療費も上がるという中と、それから、財政上でいいますと、前期高齢者が多くなって、国からの交付金がたくさん交付されてたものが、これが財政上でいうと2年後に清算するというような形の中で、基金が底をつき赤字、来年度赤字の状況になるということでございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） それなら、前もってこれ、底をつくのは読めとったんじゃないかと思うんですよ。なぜそれに対する備えはしなかったかということはどうですか。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 2年後に清算されるということを申し上げましたが、日本全国の医療費、それから後期高齢者の人数等が確定をしてから精算額がわかるということで、実

際に赤字、返す金額がわかるというのは当初予算を組むころにはわかるんですが、それまではちょっと想定できないということで、実際に今年度、当初予算を編成する作業の中において大きな赤字といいますか、3,000万円程度不足が出るということが確認できたということでございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） わかりました。それで、その平成28年は赤字補填を3,500万円するということになる、これはどこからの補填で、で、これ平成29年度ですか、このあたりをゼロにする策っていうのがあるんでしょうか。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 平成28年度の不足分については、一般会計からの繰り入れと、でお願いすることになるかと思います。年度途中で保険税を改定するということが、もうこの時期ですし、できないということで赤字、一般会計からの繰り入れをお願いしております。それから、平成29年度予算編成するに当たりましては、先ほど申しました前期高齢者交付金につきまして、精算額がこれまで1億円以上、2億円近い金額を返している状況でありましたが、平成29年度予算編成の中で国から来ている予算等、係数等で計算しますと、この返す金額が数千万円になってるということで、これまで平成28年度、27年度と基金を取り崩してきて、基金が底をついたわけですが、平成28年度については、3,500万円程度の赤字になるものということで、このような赤字額を税率改定で賄おうというものでございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） わかりました。この国保税の値上げということは、直接ね、国民健康保険の加入者にとっては重要なことです。それをこれからしっかり周知していただきたいということと、それから先ほどちょっとありました平成30年度から新しい制度ですか、になるんですか、そのあたり少し教えてもらったら。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 町民への周知につきましては、町広報であるとか、賦課決定時に丁寧な説明してまいりたいと思っております。それから、国保の広域化、平成30年度からということでございます。平成30年度から県単位の財政運用されるということについては決まっております。ただ、現段階で保険税率がどういうふうになるかというような細かいところはまだ出ておりません。言えるのは県が財政の運営者となって標準的な税率を決めて、市町がその税率において賦課徴収をし、納付金を納めるというようなところまでは決まっております。ただ、具体的に税率を何ぼにするかとかいうようなことについては、まだ決まっておりませんので、そこらあたりがわかり次第、また議会のほうにも報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 今の件ですが、ということは、県一律の税率に、税額になるというふうに理解していいんですか。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 今、県内税率の統一された後期高齢者のような税率、料率になるんかということですが、人口規模によって収納率等も変わっておりますので、そこらあたりは、そういうことも収納率や人口規模、それから所得、その町の被保険者の所得の水準等考慮されたものが示されるということで、県内統一という形にはならないというふうに伺っております。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 今の平成30年度以降税制改正されるということだったんですけども、

国保についてはですね、未就学児童までを対象とする医療費助成制度を行っている全ての自治体を対象に、ペナルティーを廃止することとなるということで、この国保に係る減額調整措置が行わないというふうにお聞きしてるんですけども、これはですね、今までどのぐらいあったのか、また、この平成30年度以降どのように取り扱われるのかをお伺いいたします。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 沖田議員の御質問された件なんですけども、これは今まで国保の財政の中では、一般会計から特別会計への繰出金というふうな形で複写普及分という形で取り扱わせていただいております。この複写普及分につきまして、今後平成30年度以降から小学校入学前までというふうな形のものを取れますけども、それ以降のものはまだ減額されるという状況が続くようにまだ聞いております。それから、これまでどれぐらいそれで減額対象になってたのかということなんですけども、今、今年度でいえば、今予算のほうで1,599万9,000円というものを組まさせていただきますけども、これを今後清算をしていく形になっております。で、前年度以前につきましても、それぞれの年で違いますけども、おおむね1,000万円近い金額がその対象となっていたと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 見直しによって生じた財源について、どのように扱われるか、お考えがありましたらお伺いいたします。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 国からの調整ということで、国庫の調整交付金っていう部分の中で減額措置をされると、それがされなくなるということでございます。ですから、今の国からの交付金、まあこれ県のほうで財政運営されるという形にはなるうかと思っておりますが、

そういう減額の制度がなくなるということでございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 細かいこと、私も理解しづらい点があるんですが、幸い、ちょっと最近情報が入りましたもので申しますとね、随分国も悩んでらっしゃいます。で、東京の大病院が破綻せんかという状態です。これはなぜかという、看護婦の手当てが入りにくくなってですね、所得が昼が上がっていく、で、夜間が下がっていくと、で、幸いにも町は市立病院を持っておりませんので、そういう事態はなかなかすぐには来ないとは思いますが、この周辺、大きな病院たくさんございます。で、急速に高齢化していくわけですね。そんな中、今回の施政方針演説の中で、総務委員会も視察になりました健康都市宣言、要はできるだけ健康促進して行って、医療費を使わないように、最後は私ら生きとるうちはいずれは死にゃあいけんわけでございます。このあたりの正しい、死に方という言い方か、最近ではエンディングノートという言い方もございますけども、このあたりの経営も、結局今医療費を使えば次の世代へどんどん負担が回っていくんだと、それを国も今悩んでらっしゃると、で、大きな病院は今破綻の危機に瀕しとるんだと、これはもう、住民一人一人の認識も必要になってくる時代になつとると思っておりますが、いかがでございます。

議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 医療費削減という部分でいいますと、やはり、日ごろからの町民の健康づくり、そして介護予防というようなものが大切になろうかと思っております。来年度からそういった健康都市連合に参加するわけですが、町におきましても、いろいろな健康づくりをしております。そういったウォーキング、ノルディックであったり、またはシルバーリハビリの体操であったり、また、検診を通じた保健指導であったりさまざまな事業をやってるわけですが、こういったことを町内へ、全体へ広げるように今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~  
11番（藤本） 単純なことをお尋ねします。平成20年から8年間据え置いたことで、当時は4番目ぐらいに高かったというふうに、この間、全員協議会で聞いたような気がします。現状18番目ぐらいまでの国保税というかですね、だったというふうに聞かされたような気がします。今回これを値上げすることによってですね、県内でいえば、平成29年度単年とは思いますが、何番目ぐらいになるのかと。いいいますのも、やはり町民の皆様からですね、やはり熊野町は水道代が高いんだというふうなことよく言われます。そうした中で、今度また国保も全部上がってくるじゃないかということをおっしゃられたときに、水道の件はお互いが云々とかいろんな話はできますが、この分に関しては、どういうふうに言いわけしようかなと、ついでには何番目ぐらいかなということが単純にわかれば大変助かります。

~~~~~  
議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~  
住民課長（堀野） 県内でも、一人当たりの保険税の額なんですけども、平成26年度が、今、手元のほうにきてます最新の情報なんですけども、それでいきますと、今、議員言われたとおり、18番目というふうなことになっております。今回、税率を改正しまして一人当たりを推計しますと、大体、県内で行きますと15番目あたりになります。まだ、半分より下というふうな形にはなっております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~  
5番（沖田） 今、平成30年度以降、県のほうに移るということだったんですけども、今回、平成29年度において税収不足が見込まれることから税率改正ということなんですけども、平成30年度以降の税率が、今回改正されたこの税率より上がるのか下がるのかといったこととか、予測が立てられるのか立てられないのか、お伺いいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 清代民生部長。

民生部長（清代） 税率については来てないんですが、先ほど課長が申しましたように、改定後においても県内の中では平均より低いという状況があります。そういったことを考えますと、想定ではありますが、やはり現状は県内で低いということであれば、上がるというふうに考えております。ただ、単年的に見ればそういうことになるんかもわかりませんが、平成29年度、それから平成28年度もそういった町から一般会計から平成28年度においては繰り入れをしなきゃいけない、平成29年度においては財源化不足なると、こういった状況が今後継続していくというふうに考えると、このままでいくと、町の国民健康保険税もどんどん上げていく、いかなきゃいけない、そういったことを防ぐためにも県内で広域化ということが議論され、そういった広域のスケールメリットでという運営になるということでございます。

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は11時とします。

（休憩 10時43分）

（再開 11時00分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第7、議案第7号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第7号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、土地収用等で土地を譲渡した場合、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用いるものであります。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

高齢者支援課長（加島） それでは、議案第7号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料47ページ、資料10をごらんください。

改正内容ですが、介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定に所得をはかる指標として、合計所得金額を用いているところですが、この合計所得金額は土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、土地収用等で土地を譲渡した場合、所得が急増し、翌年の介護保険料がこれまでに比べ著しく高額になることがあります。

介護保険料は原則として、3年間同一の保険料率を用いることとされておりますが、平成28年9月7日付で、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、市町村が条例で定めることにより、特例的に平成29年度から、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることができるものです。なお、このたびの改正につきまして、平成29年度においては、特例として認められたものですが、平成30年度から全ての市町村で適用されることとなります。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第8、議案第8号、熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第8号、熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、可燃ごみを広域的処理している、安芸地区衛生施設管理組合が廃棄物処理手数料を改定することに合わせて、組合を構成する安芸郡4町も整合を図ることから、当該条例の別表第1に定める事業系一般廃棄物処理手数料につきまして、5キログラム当たり49円を50円に改めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第9、議案第9号、熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第9号、熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、機構改革により、平成26年度に上水道事業と下水道事業を統合した上下水道課を設置し、事務を一体的に実施しております。上水道事業においては、本年度新たに制定した規則の中で、各種届け出等のほか、使用料算定の基礎となる基準日及び使用期間等に関する細則を明文化したことに伴い、熊野町公共下水道条例においても、同様に規定し合わせて文言の整備を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第10、議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約変更に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成28年3月に、本町を含む、広島広域都市圏域の23市町は、連携中枢都市である広島市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、その協約に基づき、さまざまな事業に連携して取り組んでおります。

平成29年度から、現在の協約には定められていない地域包括ケアの推進に関する事業に新たに取り組むため、広島市と連携協約の変更に関する協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~

5番(沖田) 非常にいい取り組みだと思っておりますけれども、もう少し具体的に説明をしていただけますでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長（加島） 具体的には在宅医療相談支援窓口を設置するというものでございます。基本的に、住民の相談窓口は各市町が設置しました包括支援センターですけど、医療的な分野ってというのはなかなか包括支援センターでは、資料もない、知識もまだないという、介護に関してはありますけど、医療関係ということには非常に包括だけでは難しいということがございます。で、今後入院をされて、在宅へ復帰ということがありまして、帰るときに医療器具をつけたり、そういうような方が非常に多くなると考えられております。そのときに、今までは地域連結から包括へ相談がございましたが、そういう状況で、どこの先生やかかりつけで診てくださるとかいうのを探してしていくというのは、なかなか包括支援センターでは難しい。そういうことで、広島市が各区の医師会のほうにこういう窓口を設置されてまして、安芸区に対しては・・・医師会、ことしの1月からもう既に設置をされております。安芸郡4町もこの窓口を設置しなければいけないのですが、各町、小さい町ですし、特に熊野なんかは入院機関、医療機関がございませぬというところから、広島市が安芸区に対して、安芸地区が設置されてるところに、基準4町が一緒になってしたほうがより効果的なものではなからうかということで、具体的には今のように対応するときに、医療措置が必要な方の対応、先生を万が一探さなければいけないときに、その窓口が先生を探してくれるとか、そういうようなことになります。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第11、議案第11号、熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事第1期請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第11号、熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事第1期請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野東中学校普通教室棟は建築後35年が経過し、老朽化が著しいため、教育環境の改善、及び建物の耐久性の確保を目的とする大規模改修工事を行うものでございます。

この工事の契約締結については、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

6番（片川） 待ちに待った大規模改修ということですね、ありがたい思うところでございますが、工事のですね、大ざっぱに詳細をちょっとお教えいただけないかなと思います。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 工事に関しましては、2期に分けて工事を行う予定としております。第1期につきましては、建物の外壁、3階の内装、中央トイレの改修、合わせて屋上の防水工事をする予定でございます。

以上でございます。

議長（山吹）

片川議員。

6番（片川） はい、ありがとうございます。外装非常に気になっと思ったものですからね、ちょっとお伺いしたんです。

関連してですね、この請負契約に直接関係ないんですが、管理はどうなっとるんでしょうかね、設計管理。

議長（山吹） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 工事管理でございますけれども、今回委託を一部いたします。といたしますのは、大規模改造でございますけれども、結構大きな工事でございます。税込みで1億8,000万円ぐらいになってくると思いますので、国庫補助ということもございまして、それ1回結構膨大になってきます。で、職員の夢というのもございますけれども、今回の委託でございますけれども、施工図とか施工計画書のチェックを用務としておりまして、現場の管理とかですね、打ち合わせ、それから検査などは職員のほうで行おうとしております。ですので、最低限の委託を今回していただいております。また、今後もですね、できるだけ職員でやっていくように努力いたしますので、御理解のほうお願いいたします。

以上でございます。

議長（山吹）

片川議員。

6番（片川） 今、随分前向きな御回答いただいて、素晴らしいことだな思うところでございますが、設計を上げられた時点ですで、どの程度役所としてチェックをされておるのかいうところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（山吹） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） これ、図面のチェック、打ち合わせどおり、まずなってるかどうかのチェック、それから、内訳書関係に関しましては、数量それから後、その仕様ですね、仕様がちゃんとなってるかどうかとか、後、工程的に、例えば今回1期ですけども、分けた場合にうまくいってるかどうかとかいうことでのチェックしております。

以上でございます。

議長（山吹）

片川議員。

6番（片川） 今、お伺いしたところによりますと、設計を委託される前にですね、町のほうの意向が大体こういう工事には全面的に町のほうの意向を申し上げて、設計をしていただくという解釈でよろしいんでしょうかね。

議長（山吹） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 意匠関係に関しましては当然町の意向を上げ、そのようにしていただいております。

以上でございます。

議長（山吹）

片川議員。

6番（片川） 再度、しっかりですね、教育委員会、学校サイドのですね、要望をしっかりくみ上げていただいとるかどうかということをチェックいただきたい。というのがですね、要らんことをまた一つ言うんですが、「みらい」においてもですね、使用するのにふぐあいが上がってきておるといふ声を若干聞いております。それで、その段階で私が聞いて判断するところによれば、設計管理の問題かないところでございます。その設計段階でですね、給湯量が足りないとか云々いふ声が上がってきてとるわけですが、これは町が意向を示した中での設計であるのであれば、町の設計ミス、依頼ミスということで

すね。で、設計者として、全体の使用頻度、また使用人数、それから給湯量等を考えましてもですね、設計者としてこれは冷静に判断したら、明らかに設計ミスであろういうものをそのまま、まかり通して、今のせっかくいいものをつくっていただいた中においてもですね、使用者が不便さを感じるというようなことが、たったこの間の工事で出とる、ということがございますんでね、この辺をですね、しっかり役場の建設のほうでですね、しっかりチェックしていただいて、教育のほうとも協議いただいた上でですね、再度確認をしていただいて工事をしていただきたいな、いう気がしております。

これは今のはお願いなんです、もう一つなんです、純粹にこの入札ですね、いつも上がってくる業者1社なんです、で、その業者がいい悪い、いう問題じゃなくしてですね、入札のあり方がどうなのかな、いうところ、ちょっと疑問を感じるんですね。また要らんことを言えばですね、この業者レベルの業者たくさんいらっしゃいますね。その中で何社どういう業者が入れたんかな、いうところをちょっとお伺いしたい。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 入札の参加の業者の状況ということの御質問でございます。

資料のほうですね、14番、ページ数でいきますと59ページになります。工事の設計金額に応じてですね、工事業業者数、また入札に参加をしていただくランキング、ランクという形のもんで決めております。そうした中でですね、また熊野町にいろんな形で活動をしていただいとると、よく時たま来られてすぐ入札せえとはなかなかできませんので、ふだんから営業活動とかですね、いろんな観点で来ていただいたり、また実績をもってらっしゃる方ということですね、指名委員会のほうで業者のお名前を等、検討しながら決めております。その中で今回、議案のほうにもなっております、株式会社熊野技研のほうで落札をいただいたということでございます。

以上でございます。

議長（山吹）

片川議員。

6番（片川） 別にこれは変な疑念をもつとるわけじゃないんですが、この辞退業者の

辞退理由なんでしょう。

議長（山吹） 西村企画財政課長。

企画財政課長（西村） いずれも事前に辞退届のほうはいただいておりますが、その理由につきましては、主に技術者の確保が困難であるといった理由でございます。

以上でございます。

議長（山吹）

片川議員。

6番（片川） これ、技術的なもんにいたしましても、技能的なもんにいたしましてもですね、設計段階のですね、入札予定額いうもんがね、無理があるということは行政としては感じておられることはございませんでしょうか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 町のほうで行ってる設計のほうという形の中で、やはりその入札のときにですね、心配をするところではございます。やはり、入札をして業者の方による応札された結果がですね、大きな開きがあるということになってきますと、これはどうだったんだろうかということも思っております。ただ、今、大体、工事関係に置きましては予定価格の設定というのも適正に行いなさいということから、通達も出ておりまして、そういった形の中で予定を確保、定めて入札のほう行うわけなんですけど、その近似値でどちらかというと落札をしていらっしゃるという形がございますので、私どものほうの設計、一応はちゃんとやってくれとるんかなという形で町側とすればですね、安心してやらせておるところでございます。また、業者におきまして、一定の入札の段階で、指名願いの定数の段階ではですね、それぞれ、先ほどありました技術職の方たちもこの程度いらっしゃいますとか、うちのほうの実績はこの程度ありますよという形の中で、全部資料を出していただいております。手入れ状況の表のほうも出していただきながらですね、それを見させていただきながら、一応はおいでいただくような形で通

達を出すんですけど、なかなかやはり現在お持ちになってらっしゃる工事数というの  
わかりませんので、その関係でですね、今回も4社ですか、辞退をされたということで  
これについては事前にちょっと我々が調べることがこちらできませんので、なるべくこ  
ういう形がないような形で皆さんに来ていただきたいとは考えておりますが、ちょっと  
難しいところもあるという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹）

片川議員。

~~~~~

6番（片川） 最後ですね、やっぱり先ほども申し上げたこと、くどく言わせていた  
だきますが、子供たちの環境とですね、学校サイドの利用状況踏まえ、そして教育委員  
会の要望をしっかり踏まえていただいてですね、しっかり設計管理のほう担当部局のほ  
う、しっかり目通していただいてですね、協議の上、せっかくつくっていただくん  
ですから、そこ一つお願いしときます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~

議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） 設計仕様については、議員の発言する場がないんですが、建築技術も随
分進歩しておりますね、相当断熱であったり、いろいろ中の環境を改善する、クーラ
ー以外にもですね、いうのも開発されてきております。まあ、このあたりも文科省の基
準もあるのかもわかりませんが、積極的に採用いただいておりますものからと思うん
ですが、それはまた今から見させていただきながら。で、随分わし、この見積もり価格、予定価
格と入札価格、すごいええ線じゃなと思うんですが、この予定価格はどなたが積算され
ましたか。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 予定価格の積算というところでございます。ちょっと難しいシーンになりますが、予定価格を設定するにはその金額に応じて設定者が決まっております。200万円以上は全権、町長でございます、100万円以上が副町長である私という形になってます。ただ、積算ということになってきますと、町長にしても私にしても専門的なものは持ち合わせておりません。で、予定価格はですね、基本的には大体この程度で入札すると、望むのが適正であろうということで、国のほうからも通達が出ておるところなんですけど、以前ははっきり言って、予定価格というのは裁量権で、例えば熊野町の財政状況から言ってですね、何%ぐらい、落としていただきたいよという感覚で入れてた時期もございます。ただ、今はほとんど予定価格というのは積算のほうが正確なものであれば、それに近似して予定価格を定めるという形がとられるというのが通例となっておりますので、そういった観点をもって予定価格を設定しております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 私も一応技術者の端くれでございますので、えいやいうて出るもんじゃないと思うんですね。で、設計事務所が参考値段というのを出す場合がありますね、で、町の技術者が算定されて、当然面積があって、単価があって数量が出るわけですね。こういう作業はされてらっしゃるのかということです。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） まず、今の御質問の中で、確かに設計会社のほうも出しておりますが、基本的に設計計画を定めてるのは町でございます。町の担当部署のほうでですね、積算をしていって最終的にはそこで設定しております。で、予定価格というものはあくまでも、そのように対して、これ一般の過程であればですね、このぐらいの金額で実際にはこの程度かかるんだけど、依頼側としてはですね、この程度で落札をしてもらいたい、この程度で仕事を受けてもらいたい、それを定めるのが予定価格ということで定められておりますが、この裁量権ということについては、今の金額とかいうのは全く当然、先

ほども申しましたように、私も予定価格を定める金額の範疇の決裁も行っております。そうした中で、それがわかるものではございません。それはあくまでも何%、もしくはその金額でという形のもはですね、これはちょっと明確的にはちょっと申し上げにくいところはあるんですけど、それは裁量権ということがございますので、まあその裁量権につきましては、国のほうから、まあこの程度で入札のほうやるべきではなからうかというのは、大体のところは示しはございますが、大体一定の金額をもって、業者のほうがですね、ふぐあいが行われなような単価をもって入札を、予定価格を設定してるということでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~  
9番（荒瀧） 非常に理解しづらうございましてね、まあ地域特性というのもあります。東京なんか随分もう人件費高騰としておりまして、大変でございますけども、で、それは裁量権というのがありますが、例えばこの金額が3%ダウンで入ってるからいいんですが、これ、上でしたら不調ですよ。予定価格より高かったら不調ですよ、だからこの非常にバランスのいい数字をとっておられるというのは、積算の値段の才覚がよかったからか、その決裁者である方の仕様あんばいがよかったからか、どっちかですか、これね。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） まず、不透明な形でもう発言しとったんですけど、はっきり言えます。実は公共工事をやる場合にはですね、適正な積算が行われて、それで設計額が定まります。で、そのから、歩切りというのはですね、やはり業者を足しているんな形の中でですね、不合理を生じさせるということでですね、歩切りというのは行わない方がいいという通達が出ております。まあ、それに基づいて予定価格を設定をしてます。で、今、うえます、予定価格を越えてという形のもは正当に設置をした価格を越えて入札という形になりますんで、それは当然のことながら不調となっていくと、今の段階では予定価格以下で当然のことながら、設定を行っていただいて、行けるものだろうと信じて入

札のほう執行しております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 荒瀧議員の御質問、積算という観点のほうからお答えさせてもらいたいと思います。先ほど、片川議員のほうからも御質問ございましたけれども、設計につきましては、業務委託で発注して成果をいただきとることでございます。その成果とですね、町のほうの技師のほうがその成果をチェックしながら、足りないものがあつたら、当然追加する必要がございますし、また、単価につきましても、建設物価等でですね、御存じのように地域ごとに単価が異なるものも多ございます。その辺も含めながらチェックをしながら、そういった単価が求められないものについては、当然そういった専門の業者から見積もりを数社から徴収しまして、適正な金額を入れるという作業を行っております。そして入札に移るわけでございますけれども、議員おっしゃられるとおり、適正な積算ができておるといふ状況だと思います。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 最近でいえば、西ふれあい館ですかね、あれも4億円ぐらいのお金を使っているわけでございますけれども、オーバーすれば高いんだなとわかるんですね。あれ、常に低いですね。このあたりはまあ今いろんな問題で国も考えておられるようでございますから、非常に今、扱いづらいです、震災があつていろいろな問題、地震やらあつてですね、物価が動きよります。で、労働者がいないんです。外国人頼るような状態になつとるわけございまして、このあたり、せつかくの税金使うわけでございますのでね、しっかりいいものをつくっていただきたいと思っております。また今後とも御様子も確認しながらより公正な入札が行われるように願っております。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 11 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 12、議案第 12 号、財産取得についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第 12 号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町情報セキュリティ強化対策機器購入事業につきましては、平成 27 年 12 月に総務省から全国の自治体に対し、情報漏えいの生じない体制の整備が求められたことを受け、必要な機器購入を行うものでございます。本件について、その予定価格が 700 万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 12 号について採決します。本案については、原案のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第13、議案第13号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第13号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、二反田前地線ほか4路線を道路法の規定に基づき、町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、開発指導課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長(林) 町道の路線認定につきまして、お手元の資料63ページからの資料16により御説明します。

場所につきましては、65ページに路線一覧図を、各路線の詳細につきましては、66ページ以降に位置図、及び公図を添付しておりますので御参照ください。

まず、1番の路線番号705、二反田前地線でございます。延長は67.9mで、幅員は5.2mから8.9m、起点は萩原5丁目6,087番9地先、終点が6,087番17地先です。

この路線は、建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町で寄附を受けております。

次に、2番、路線番号706、陣界4号線です。延長は23.65mで、幅員は6m

から10.3mです。起点は出来庭3丁目1,437番14地先、終点が1,437番12地先でございます。

続きまして、3番の路線番号707、台5号線です。延長は122.5m、幅員5mから10.3mで、起点は呉地1丁目1,245番8地先、終点は1,249番10地先です。

これは、都市計画法に基づく開発行為により施行された道路で、既に町で寄附を受けているものでございます。

次に4番、路線番号708、台6号線でございます。延長は、43.4m、幅員4.8mから8mです。起点は呉地1丁目1,249番4地先、終点は1,253番1地先です。

こちらは、建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町で寄附を受けてるものでございます。

最後に5番、路線番号709、大原ハイツ12号線です。延長は19m、幅員は4mから9mで、起点は川角5丁目267番93地先、終点は267番94地先でございます。

こちらは宅地造成により施行された道路で、既に町で寄附を受けてるものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） 確認させてください。この道路認定の裁定の要件っていうのがありますよね、それをちょっともう一度教えてください。

~~~~~

議長（山吹） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） 道路幅員が4m以上、それから、隅切り等は適切に設けられているかどうか、隅切りですね。それから行きどまり道路であれば、35m以下か、それご

とに回転場があるというような基準でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） ときどき、まあこの道路認定出てくるんでございますけど、町道認定されていいんでしょうが、例えば、この後にまた認定があるんでしょうけど、これをふやしたことによってですね、今、たまたまこれなんですけど、今までもあったんですが、こういう町道をふやした後、例えば、10年後、20年後、そこへ至るまでに維持かかってまいりますよね。この辺のその予算的にはどのぐらいこう、今、道路の維持にかかって、ふやすことによってどのぐらい将来的にふえてくるものなのか、ちょっと参考までに教えていただきたい。

議長（山吹） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 現在のところですね、維持費というのは大体2,000万円ぐらいでございますけども、将来に関するちょっと試算っていうのはしておりません。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） いやそれはまあ、試算はできんのでしょうか、なかなか。ほじゃあまあ、町道認定されたら、これ補修・維持いうものは必要になってまいりますね。現在まあ、取っておられるんでしょうが、維持する言うてされてない部分もあるんですよね、実際のところは。そこらも含めてですね、考えとっていただけりゃあなあ思います。その程度です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第14、議案第14号、町道の路線変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第14号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道2路線について、終点の変更を道路法の規定に基づき行うものでございます。

詳細につきましては、開発指導課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長(林) 町道の路線変更につきまして、詳細に御説明いたします。

今回の路線変更は2路線ございますが、いずれも町道を延伸するものでございます。議案中新旧の別の欄の旧につきましては住居表示前の地番を記載しております。新につきましては住居表示後の地番を記載しております。

また、町道認定した当時から現在までに、分筆や合筆で地番が変更される場合もございます。したがって、路線を変更する前の地番が現在と変わっていても、現地が変わるものではございませんので、あらかじめ御了承ください。

それでは、資料の 77 ページ、資料の 17 をごらんください。

場所につきましては、79 ページに路線一覧図を、また、各路線の詳細については、80 ページ以降に位置図、及び公図を添付しておりますので、御参照ください。

それでは、路線変更一覧表をごらんください。

まず、1 番、路線番号 187、山崎線でございますが、終点をこれまでの、字西垣内 164 番 2 地先から神田 23 番地先に変更するものでございます。これにより、延長が 256 m 伸び、全長 434 m に変わります。

次に、2 番路線番号 342 南鶴ヶ沢 1 号線でございます。終点をこれまでの、字西ヶ廻 7, 294 番地先から城之堀 4 丁目 7, 289 番 2 地先とすることで、延長が 40 m 伸び、全長 183 m となります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 14 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は 13 時 30 分といたします。

（休憩 11 時 49 分）

（再開 13 時 30 分）

~~~~~  
議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第15、議案第15号、平成28年度熊野町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第15号、平成28年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ3億3,219万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を85億4,026万6,000円とするものでございます。

また、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費について、また、第3条で地方債の補正について、お願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 平成28年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明をいたします。

12ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明をいたします。

第1款 町税につきましては、4,453万4,000円の増額としております。この主な内容は、第1項 町税では、個人町民税が譲渡所得などの増加に伴い1,156万8,000円の増額、法人町民税の135万2,000円の増額により、全体で1,292万円の増額。第2項 固定資産税では、償却資産の増などに伴い2,167万8,000円の増額。第4項 町たばこ税では、614万4,000円の増額でございます。

次の第3款 利子割交付金から、第7款 自動車取得税交付金までにつきましては、県からの配分見込み額に応じて補正を行うものでございます。

続いて、16ページのほうへ飛んでいただきまして、第11款 分担金及び負担金は、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る農林災害復旧費負担金など、108万1,000

0円の減額でございます。

第12款 使用料及び手数料は、第1項 使用料において、住宅使用料など、233万9,000円の増額でございます。

18ページの第13款 国庫支出金につきましては、1億5,766万6,000円の減額としております。この主な要因は、第1項 国庫負担金では、児童手当の支給対象者の見込みなどにより、児童福祉費負担金2,784万7,000円の減額、国民健康保険税の軽減措置に対する保険基盤安定負担金787万7,000円の減額などにより、全体で4,178万1,000円の減額。

第2項 国庫補助金では、国の補正予算を受けて実施する事業に係る、地方創生拠点整備交付金4,600万円、学校教育費補助金768万7,000円の増額、臨時福祉給付金支給事業費補助金などの減に伴う社会福祉費補助金7,337万1,000円、保育所等整備交付金などの減に伴う児童福祉費補助金1,762万5,000円、道路橋梁費補助金、都市再生整備計画事業交付金などの減に伴う社会資本整備総合交付金7,767万4,000円の減額などにより、全体で1億1,588万5,000円の減額でございます。

22ページをお願いいたします。第14款 県支出金におきまして、2,309万2,000円の減額としております。この主な要因は、第1項 県負担金では、児童手当の支給対象者の見込みなどにより、児童福祉費負担金1,021万4,000円の減額、国民健康保険税の軽減措置に対する保険基盤安定負担金364万8,000円の減額などにより、全体で1,612万3,000円の減額。

24ページをお願いします。第2項 県補助金では、障害者自立支援等諸費県費補助金などの減に伴う社会福祉費補助金161万4,000円の減額、子ども・子育て支援交付金の減に伴う児童福祉費補助金500万2,000円の減額などにより、全体で763万9,000円の減額でございます。

26ページ、第15款 財産収入は、里道・水道の売り払いによる土地売却収入など92万円の増額でございます。

第16款 寄附金は、ふるさと納税の増に伴う一般寄附金91万2,000円の増額でございます。

28ページをお願いします。第17款 繰入金につきましては、1億3,899万6,000円の減額としております。この主な要因は、財政調整基金繰入金4,895万3,

000円の減額、事業費の減に伴う公共施設等整備基金繰入金7,849万5,000円、筆の里づくり基金繰入金1,154万6,000円の減額でございます。

第19款 諸収入につきましては、32ページの第5項 雑入において中学校給食の開始が12月となったことに伴う学校給食保護者負担金の減など1,677万3,000円の減額でございます。

34ページ、第20款 町債におきましては、1,360万円の増額としております。内訳としましては、事業費の確定に伴う社会福祉施設整備事業債500万円、都市再生整備計画事業の事業費精査などに伴う公共事業等債5,170万円の減額、国の補正予算を受けて実施する事業に係る学校教育施設等整備事業債2,680万円、一般補助施設整備等事業債4,350万円の増額でございます。なお、これに伴い、6ページ前のほうになりますが、第3表におきまして、地方債補正において、地方債限度額を追加及び変更をしております。

また元に返っていただきます。

次に、歳出について御説明をいたしたいと思っております。36ページをお願いします。

歳出につきましては、主に執行残の減額などの予算整理でございます。

その他、国の補正予算に伴う事業、過年度の国及び県の補助金等の清算による返還金などを計上しておりますので、説明に当たりましては目ごとの主な増減について事業別に御説明をさせていただきます。

第1款 議会費の第1項 議会費ですが、第1目 議会費の、議会事務一般において旅費など173万1,000円の減額でございます。

第2款 総務費の第1項 総務管理費ですが、第1目 一般管理費の人事管理事業において、臨時職員雇用関連経費など418万8,000円の減額でございます。

40ページをお願いいたします。下段のほうの第2項 企画費ですが、第1目 企画総務費の行政情報化事業において、情報ネットワークのセキュリティ強化に必要な、ひろしま情報セキュリティクラウドへの移設足に要する経費の増により、162万1,000円を増額しております。

なお、この経費につきましては、既定の予算を含め、翌年度に繰り越して執行することとしております。

42ページをお願いいたします。第3目 地域振興費の地域振興事業において、住民参加型まちづくり施設整備事業補助金の申請がなかったことなどにより、1,879万

4,000円の減額、交通輸送対策事業では、バス路線補助金の増により147万7,000円の増額でございます。

次に、44ページの定住促進拠点施設整備事業ですが、国の平成28年度第2次補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金を活用し、旧西公民館の改修等を行い、子育て支援、移住・定住情報発信・就業支援等の拠点となる多機能施設を整備するための経費を計上しております。なお、この経費につきましては、翌年度に繰り越して執行することとしております。

次に、第4目 筆の里工房費の筆の里工房事業では、外構防水改修工事の入札執行の結果生じた不用額、1,510万円の減額でございます。

続きまして、46ページの第3項 徴税費から54ページの第7項 監査委員会費までにつきましては、執行残の整理または財源更正でございます。

続いて、56ページをお開きいただきたいと思います。

第3款 民生費の第1項 社会福祉費ですが、第1目 社会福祉総務費の都市再生整備事業において、西部ふれあい広場整備事業、第1期分になります、大型遊具設置工事の入札執行の結果生じた不用額、及び西部ふれあい広場整備事業第2期の実施を平成29年度としたことに伴い、1,574万6,000円の減額でございます。

次に、臨時福祉給付金支給事業では、障害基礎年金等受給者臨時福祉給付金を、平成27年度繰越予算において失効したため生じた不用額など、6,796万7,000円の減額でございます。

60ページをお開きいただきたいと思います。第3目 障害者福祉費の障害者総合支援事業において、扶助費の執行見込みなどにより、1,643万2,000円の減額でございます。

続きまして、62ページの第6目 国民健康保険費では、熊野町国民健康保険事業において、国民健康保険事業特別会計繰出金の増により、2,560万4,000円の増額。第7目 福祉医療費の福祉医療費公費負担事業において、扶助費の執行見込みなどにより、486万7,000円の増額。

64ページ、8目 介護保険費では、介護保険一般事業において、介護保険特別会計繰出金などの減により、1,399万3,000円の減額でございます。

68ページをお開きください。第3項 児童福祉費ですが、第2目 児童措置費の児童手当支給事業において、児童手当の支給対象者の見込みにより、1,231万5,0

00円の減額でございます。

次に、70ページの第3目 保育所費では保育所運営事業において、幼稚園型一時預かり等の特別保育事業補助金、新制度に移行した幼稚園に給付する施設型給付費の減により、1,499万5,000円の減額、保育所緊急整備事業において、保育所ひかり学園の全面建てかえに係る保育所緊急整備費補助金の確定により、1,849万8,000円の減額でございます。

72ページをお開きください。第4款 衛生費の第1項 保健衛生費ですが、第2目 予防費の生活習慣病予防対策事業において、がん検診受信者の減に伴う委託料など、470万円の減額でございます。

次に、第3目 母子保健費の母子保健事業では、扶助費の執行見込みなどにより、529万円の減額でございます。

76ページをお開きください。第2項 清掃費ですが、第2目 塵芥処理費の廃棄物収集運搬事業において、入札執行の結果生じた不用額、745万2,000円の減額、廃棄物中間処理・最終処分事業において、入札執行の結果生じた不用額、及び安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の減により、1,674万1,000円の減額でございます。

次に、78ページの環境センター事務所棟維持管理事業では、トラックスケール更新工事の入札執行の結果生じた不用額、214万1,000円の減額でございます。

80ページをお開きください。第6款 商工費の第1項 商工費ですが、第1目 商工振興費の筆産業振興事業において、今年度実施した文房四宝祭りの実行委員会への補助金の確定などにより、207万8,000円の減額でございます。

84ページをお開きください。第7 土木費の第2項 道路橋梁費ですが、第2目 道路維持費の(国庫)町道舗装修繕事業において、国の交付金対象事業の確定に伴い、施行範囲が確定したことにより、1,900万円の減額でございます。

次に、第3目 道路新設改良費では、各事業において、入札執行の結果生じた不用額、及び国の交付金対象事業の確定に伴い施行範囲が確定したことなどにより、目全体で2,787万6,000円の減額でございます。

88ページをお開きいただきたいと思っております。第4項 都市計画費ですが、第1目 第4項 都市計画費ですが、第1目 都市計画総務費の建築開発一般事業において、団地緑地整備工事の入札執行の結果生じた不用額など、515万円の減額。

90ページ、第2目 公園費では都市再生整備事業において、貴船・東山公園整備工

事、坊主山緑地整備工事の入札執行の結果生じた不用額、200万円の減額。

92ページの第3目 公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金1,758万2,000円の減額でございます。

94ページをお開きください。第8款 消防費の第1項 消防費ですが、第4目 水防費の災害予防及び応急対策事業において、旧西公民館西館ほか解体工事の入札執行の結果生じた不用額など、1,167万2,000円の減額でございます。

98ページをお開きください。第9款 教育費の、第2項 小学校費ですが、第1目 学校管理費の小学校大規模改造事業において、熊野東中学校普通教室等大規模改造事業の着手が平成28年度末となったことにより、第一小学校東校舎及び第三小学校南校舎大規模改造実施設計の実施時期を見直したことに伴いまして、1,330万円を減額しております。

106ページまでお進みいただきたいと思っております。106ページ第3項 中学校費の第2目 教育振興費ですが、扶助費の執行見込みなどにより、目全体で466万円の減額でございます。

次に、108ページをお開きください。第4項 学校給食費ですが、第1目 学校給食費の学校給食事業において、ダムウエーター設置工事の入札執行の結果生じた不用額及び中学校給食の開始が12月となったことに伴う委託料の減などにより、4,070万1,000円の減額でございます。

続きまして、110ページをお開きください。第6項 社会教育費ですが、第2目 町民会館費の町民会館施設管理事業において、空調改修実施設計業務の入札執行の結果生じた不用額など、416万2,000円の減額でございます。

116ページをお開きください。第7項 保健体育費ですが、第2目 体育施設費の社会体育施設管理事業において、町民グラウンド改修実施設計を平成29年度としたことにより、370万9,000円の減額でございます。

118ページをお開きください。第11款 公債費の第1項 公債費ですが、平成18年に借り入れた臨時財政対策債、減税補填債の利率見直しなどにより、元金において、32万8,000円の増額、利率見直し及び本年度償還開始分の利率確定により、利子において、433万3,000円の減額でございます。

続きまして、第12款 諸支出金の第1項 基金費ですが856万7,000円の増額としております。この主な要因は、ふるさと納税の受納額866万2,000円を筆

の里づくり基金に積み立てるものでございます。

以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、先ほど説明をさせていただきました繰越明許費についての説明をさせていただきたいと思っております。

6ページにまたお戻りいただきたいと思っております。6ページの第2表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定するものでございます。

第2款 総務費の庁舎維持管理事業、行政情報化事業、第7款 土木費の町道呉出来線改良事業、第8款 消防費の災害予防及び応急対策事業の4事業につきましては、年度内の執行が困難になった経費について設定をしております。また、第2款 総務費の定住促進拠点施設整備事業、第3款 民生費の臨時福祉給付金、経済対策部分となります。こちらの支給の2事業につきましては、国の補正予算による交付金を財源として実施する事業に要する経費について設定をしております。これらの合計2億565万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

平成28年度熊野町一般会計補正予算(第5号)案についての説明は以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

12番(山野) 77ページにおける廃棄物収集運搬事業で745万円、それから中間処理最終処分で1,674万円、これだけごみの量が減ったということでしょうか。その理由は何かわかれば教えていただきたい。

~~~~~

議長(山吹) 堂森生活環境課長。

~~~~~

生活環境課長(堂森) これはごみの量ではなく委託業務の入札に付した執行残でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 委託業務が、入札の残というのはよくわかったんですけども、それはまあ量によって変わったのか、それか運搬量に人件費によって変わったのかということをお教えいただきたい。それと、もう一つ、今回何か、今年度からびん・缶の収集が2週間に1回だったのが毎週ってということは、また何かそういう原因があるんでしょうか。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） これにつきましては、ごみの量を勘案したものではなく、町内にあるステーションの数であるとか、運搬経費、自動車の経費、人件費等を積み上げたものでございまして。

それと、来年度、ごみ収集の一部サイクルを見直す件でございますけども、これにつきましては、今までびんと缶の排出機会、第2回目、第4回目としておりましたけども、再三いろいろ間違っておられる。PRのほうも至るところではございますけども、間違っておられるケースがあったり、量が平準化しない、収集も要はある週には莫大ある、全くない週がある。それで、処理する方もその処理が平準化されていないというようなこと等勘案いたしまして、毎週に平準化して年間に出る量は同じ量が出るものと想定しております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

沖田議員。

5番（沖田） 済みません、この臨時福祉給付金の、繰越明許費にも入っておりますし、今年度の支給事業としては、この平成27年の繰越予算により失効したことによる減ということなんですけど、もう少し詳しく説明していただきたいんですけど。

議長（山吹） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 59ページの上段にですね、負担金補助及び交付金2つございます。臨時福祉給付金とその下、障害基礎年金等受給者臨時福祉給付金がございます。平成26年に消費税率がアップされました。ということで、低所得者の方に対して、平成26年度から毎年、その影響を緩和という趣旨で給付金が交付されております。で、この障害基礎年金の6,600万円の件でございますが、前年度の、実は平成27年度、平成28年3月に補正予算で計上いたしました高齢者向けの給付金、これ一人3万円の給付金でございます。若干、時を遅くして、これ当初予算で障害年金のほうは当初予算で計上しましたが、同じく3万円でございます。ということで、ダブって3万円、3万円、計6万円の給付はできないという国のほうの方針が出ました。ということで、それと、高齢者向けの給付金の執行残をこの障害基礎年金の給付に充てるという国のほうから出ましたもので、このたび、6,600万円の減額をして、平成27年度補正で上げたもので執行するということでございます。

いずれにしましても、財源は10分の10で国の補助金でございます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） 土木費で約8億5,000万円の予算をとってられて、そうした中で、8,000万円余りの補正がマイナスになってるわけですが、これって道路橋梁費とかですね、都市計画費で5,300万円、2,700万円となっておりますが、これは予定してたところができなかった、それとも、入札による執行残というか何というか、どういうもん何でしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） これにつきましては、当然、入札執行残もございますけれども、予定しておった国からの交付金、国費の付きが悪かったもんですから、予定力所ができなかったという部分もございます。

以上です。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） その予定力所は、今期ってというか平成29年度には入ってるんですか。

議長（山吹） 奥野建設部次長。

建設部次長（奥野） 国からの交付金ですね、概算でいいますと、当初予算に対しては約7割減少したという状況がありまして、結果的には今回、今年度、家屋移転とかどうしても必要なお金がございましたので、そちらにつきましては、町費のほうでやります、何とか予定どおりの進捗ではないんですけども、必要最低限工事はできたかと思っております。で、その不足分に対しては来年度やっていくように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

片川議員。

6番（片川） 教育費のほうですね、4,000何がしということになっとるんですが、給食及び開始が12月になったことによる、ことはまあよう聞いとるわけですが、これ、9月から12月になった詳細ですね、理由を教えてください。なぜ9月で見積もりをしたのか教えてください。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 給食のほうなんですけども、まず、やるということになりまして、予算どのくらい組もうかということで、やはり秋ごろからはできるかないということで、ちょっとうちの教育のほうではちょっと余分に9月からということでしておったんですけども、実際にダムウエーターを、設計は終わっておったんですが、それをすると確認申請がいるとか、そしてまた議会の議決がいるとかということでちょっと遅くなったもん

で、それでちょっと12月という3カ月が、遅くなったということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） もうわかりきったことですよ、初めからね。なぜそのような組み方をされるんかないのは、非常に疑問に思うところなんです。もう初めから12月ぐらいでないと始められんよ。ほなもう、これ見えとったことじゃろう思うんですよ。何でこのようなばかな組み方されるんかな、思ってちょっと不思議なんです。で、改めて聞きたかったんです。そうですね、ダムウエーター工事の、これ執行残の詳細どうなんです、ダムウエーター工事。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） ダムウエーター工事の詳細でございます。当初予算のほうでは6,112万8,000円ほど計上しておりました。実際、前回、議会で変更後、議決していただきましたのが、4,990万円余りということございましたので、この工事費だけでいいますと、1,100万円が不用額になったということでございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 済みません、それ承認しておりますんでね、それはわかっとるんですわ。その額の差額の詳細をちょっと教えていただきたいな思うただけなんです。要するに、これがおかしいんじゃないか言いよるわけじゃないんです。それちょっと詳細をお教えいただけないかな思いました。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 当初、設計のほうではですね、やはり6,000万円近く出るということで、組んどったわけなんでございますが、入札等ございまして、下がってきたとい

うことをごさいます、どの部門が下がったということにつきましては、まあ全体でということになつとりますので。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） ああそうですか、いやいいんでしょうけどね、額が1,000万円ぐら
い違とるわけですよ。そんなに変わるもんですかね。何を仕様変えられたら1,00
0万円変わるんでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいんですよ。先ほど来か
らいろいろお話出の中で、私も言う中で、設計管理ですよ、ね、1,000万円、その
入札価格がですね、落札が1,000万円少なく落ちたわけじゃないでしょう。予定が
6千何がしから4千何がし変わつとるわけですよ。それで、その執行残が出とるわけ
なんですけど、その大きな数字のね、何によってそういう数字の変化が出てきたのか、
ちょっと教えていただきたいです。

議長（山吹） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 当初ですね、まだ設計ができておりませんでしたので、最初の予
算ですけども、これが6,100万円組んどります。で、実際設計ができてきまして、
積算、町のほうでいたしましたのが、5,400万円ぐらいですね。大体10%ぐら
いほど違う。で、それから入札しますと、さらに10%、そして500万円、500万円
落ちて1,000万円ということになっております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 確認します。設計がなされてなかったということですね、要するに、当初
のあれね。なぜそのような急なことをされるのか、まあ不思議なんですけど、まあわかり
ました。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） 108ページ、109ページですか、学校給食事業でですね、中学校のその現状ですね、現状のその申し込みとか、そこらあたりを含めたものを教えてください。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） まあ現在3学期、現在でございますけども、1年から3年まで両中学校合わせまして、20%でございます。熊野中学校が21.9%、熊野東中学校が18.8%、平均しますと20%でございます。生徒が691人、申込者が138人でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） それでは、単純に2,969万円の委託料がマイナスになったというふうに考えていいんですか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） こちらのほうは書いてございますように、給食事業のうちですね、全体では4,000万円、下がりました、差額が1,000万円ということで、2,900万円なんですけど、こちら委託料の中にはですね、保護者のほうからいただく材料費代ですか、こういったものがこの108ページの見ていただきましたら、諸収入というのがございます。1,849万6,000円、こちらのほうは保護者負担金が入るということで、材料費ですね、これを含めたものでなっとりますので、まあやはりその差額ですか、1,000万円が委託料、町費下がったということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

沖田議員。

5番（沖田） 43ページ地域振興事業の、住民参加型まちづくり施設整備事業補助金なんですけれども、これ以前にもお聞きしたことがあるかと思いますが、これはですね、申請される方がいらっしゃらなかったというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

議長（山吹） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 平成28年度においては手を挙げる方がいらっしゃらなかったということでございます。平成29年度に向けて準備をされている団体はあるんですが、少しちょっと今、いろんなアンケート等をその団体も行いまして、まだ検討中という段階でございます。とにかく平成28年度については、手を挙げる団体がなかったということでございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それについて、以前も申し上げたと思うんですけれども、せっかく組んでいる予算だと思われまますので、手を挙げる方がぜひいらっしゃるようにですね、町のほうからも働きかけを行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） いろんな団体にといいますか、そういうものにこの補助金に乗っかれるような事業等ですね、ありましたらこちらの方からも支援もしたいと思っておりますし、今年度、いろんな検討されてる団体については、私どもも協力してですね、一緒に考えたりはしております。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 続きまして、73ページ。生活習慣病予防対策事業何ですけれども、こ

れ先ほどお聞きしましたところ、がん検診の受診者が減というようにお伺いしたんですけれども、間違いはないでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） この健診業務委託料につきましては、胃がん健診、肺がん検診、町のほうで集団検診で実施しております。その中でですね、胃がん健診についてですね、当初の見込みより受診者が少なかったと。胃がん健診につきましては、大体200人ぐらい少なく、単価自体がですね、8,000円ぐらいの委託料になるんで、これが主な原因だということです。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 県のほうも頑張っておられると思うんですけども、町としても、受診勧奨のほうされているのでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長

子育て・健康推進課長（隼田） 今、広報、広報とかホームページなり、それぞれ健康祭りであるとかイベントにおいては、がん検診受診しましょうということでPRをしておりますが、ちょっと少なかったような状況がございます。今後ちょっと手法を変えてですね、力を入れていきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第16、議案第16号、平成28年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第16号、平成28年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1億1,869万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億6,097万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国庫支出金2,475万8,000円、県支出金5,398万円、共同事業交付金1億1,945万5,000円の減額、療養給付費等交付金484万2,000円、繰入金8,494万5,000円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費2,733万5,000円、介護納付金993万8,000円、共同事業拠出金7,582万6,000円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第16号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第17、議案第17号、平成28年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第17号、平成28年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ3,633万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,947万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、繰入金1,758万2,000円、町債2,050万円の減額、分担金及び負担金361万8,000円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、総務費2,495万9,000円、事業費1,048万9,000円の減額などでございます。

また、第2条の地方債の補正では、下水道事業の限度額を2億6,960万円から2億4,910万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第17号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第18、議案第18号、平成28年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第18号、平成28年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,534万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、繰入金126万5,000円の減額、後期高齢者医療保険料951万1,000円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金822万1,000円の増額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第19、議案第19号、平成28年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第19号、平成28年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)案につきまして御説明申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2,496万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億8,789万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、支払基金交付金3,575万3,000円、県支出金1,181万4,000円、繰入金1,529万3,000円の減額、保険料2,923万6,000円、国庫支出金868万円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費1,725万円、地域支援事業費578万4,000円の減額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算について財源更正をするもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入の内容は、サービス収入149万8,000円、繰越金2,000円を減額し、繰入金150万円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第19号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第19号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第20、議案第20号、平成28年度熊野町上水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第20号、平成28年度熊野町上水道事業会計補正予算(第2号)案につきましては、収益的収入予定額を20万9,000円増額し、総額を5億3,580万7,000円とし、収益的支出予定額を582万4,000円減額し、総額を4億8,104万4,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を654万1,000円減額し、総額を2,843万2,000円とし、資本的支出予定額を250万円減額し、総額を8,943万6,000円とするものでございます。

増額の主な内容としましては、水道使用料の増額でございます。

また、減額の主な内容としましては、給配水事業に関連する工事費等の執行残額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。これより日程第21、議案第21号、平成29年度熊野町一般会計予算についてから、日程第26、議案第26号、平成29年度熊野町上水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、日程第21、議案第21号から、日程第26、議案第26号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第21、議案第21号から、日程第26、議案第26号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第21号から議案第26号まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度歳入歳出予算書をごらんください。

まず、議案第21号、平成29年度熊野町一般会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億693万円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしまして、町税23億4,542万7,000円、地方交付税19億8,348万9,000円、国庫支出金11億2,996万7,000円、県支出金5億6,912万2,000円、繰入金5億3,371万4,000円、町債5億6,280万8,000などでございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしましては、総務費は9億9,326万円で、生活福祉交通運行事業として生活福祉交通おでかけ号を引き続き運行する

ための経費などとなっており、全体の12.3%を占めております。

民生費は、33億4,541万1,000円で、都市再生整備事業として、西部ふれあい広場の整備(第2期)にかかる経費ほか、次世代育成支援対策事業として、妊娠期から育児に関する支援を行う、子育て世代包括支援センターの新設にかかる経費などとなっており、41.3%を占めております。

衛生費は、6億7,268万4,000円で、8.3%を占めております。

土木費は、7億5,832万8,000円で、都市再生整備事業として熊野団地内の再整備に係る経費のほか、子育て世代「住むならくまの」の応援事業として引き続き子育て世代の住宅取得に対する支援に係る経費などとなっており、9.4%を占めております。

消防費は、3億5,585万3,000円で、災害予防及び応急対策事業として、仮称ではありますが、防災コミュニティセンター建築工事に係る経費などとなっており、4.4%を占めております。

教育費は、10億273万6,000円で、小中学校一般管理事業として、各小中学校のPC教室のパソコン更新に係る経費のほか、町民会館施設管理事業として、町民会館空調改修や、駐車場整備に係る経費などとなっており、12.4%を占めております。

公債費は、6億4,159万円で、7.9%を占めております。

次に、8ページでは第2表で3件の債務負担行為を、そして第3表では5件の地方債を定めております。

次に、議案第22号、平成29年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算(案)です。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億5,554万1,000円とするものでございます。

2ページからの歳入のうち、主な内容は、国民健康保険税5億2,746万9,000円、国庫支出金5億8,737万円、前期高齢者交付金13億3,843万5,000円、県支出金1億7,169万3,000円、共同事業交付金7億8,832万8,000円、繰入金1億9,976万1,000円でございます。

4ページからの歳出のうち、主な内容は、保険給付費23億6,118万9,000円、後期高齢者支援金等3億3,234万円、共同事業拠出金7億9,744万2,000円でございます。

次に、議案第23号、平成29年度熊野町公共下水道事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億9,360万1,000円とするもの  
でございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、使用料及び手数料2億7,146万7,000  
円、国庫支出金4,700万円、繰入金3億3,635万4,000円、町債2億2,  
400万円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、総務費2億889万2,000円、事業費1億  
7,656万9,000円、公債費5億714万円でございます。

次に、4ページでは第2表で地方債を提示させていただいております。

次に、議案第24号、平成29年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算でございます。  
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億3,183万3,000円とするもの  
でございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、後期高齢者医療保険料2億8,149万4,0  
00円、繰入金3億4,927万3,000円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金6億2,915  
万7,000円でございます。

次に、議案第25号、平成29年度熊野町介護保険特別会計予算でございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億8,992万8,0  
00円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,279  
万円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4ページの歳入のうち、主な内容は、保険料5  
億6,059万5,000円、支払基金交付金5億5,864万1,000円、国庫支  
出金3億7,788万3,000円、県支出金2億9,956万1,000円、繰入金  
2億9,150万2,000円でございます。

5ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費19億4,775万円、地域支援事  
業費9,527万2,000円でございます。

続いて、介護サービス事業勘定でございますが、8ページの歳入として、サービス収  
入500万4,000円、繰入金778万5,000円でございます。

9ページですが、歳出として事業費1,279万円でございます。

次に、議案第26号、平成29年度熊野町上水事業会計予算でございます。

収益的収入及び支出では、収益的収入総額を5億3,253万1,000円、収益的

支出総額を4億8,252万円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入総額を2,245万4,000円、資本的支出総額を7,381万7,000円とするものでございます。

以上が、一般会計及び4つの特別会計並びに上水道事業会計にかかる平成29年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました、平成29年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、平成29年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時42分）

（再開 14時43分）

~~~~~

議長（山吹） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長に、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に諏訪本議員を指名することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に諏訪

本議員を指名することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

( 散会 14時44分 )